/Ⅲ- 高齢者虐待相談から援助までの流れ(モデル) -

高齢者虐待への対応は、養護者による場合と養介護施設従事者等による場合とでは大きく異なりますが、いずれの場合も市町村が第一義的に対応することとされています。

虐待事例に早期かつ効果的に支援していくためには、相談窓口の明確化と地域の関係機関のネットワーク化が必要です。

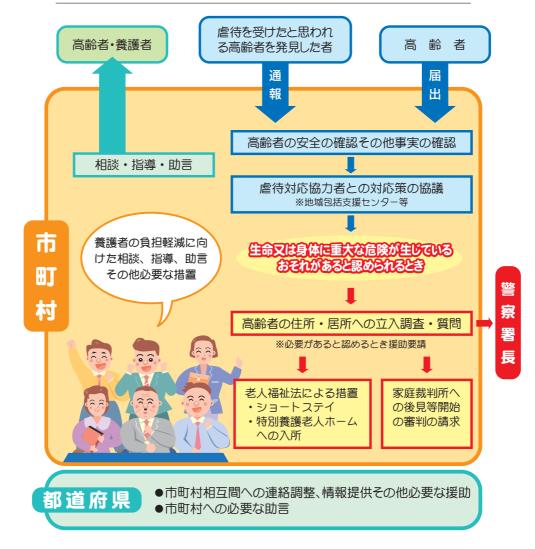
1 養護者による高齢者虐待

養護者から虐待を受けたと思われる高齢者を発見した方は、「高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、市町村に通報しなければなりません。」、「それ以外の場合は、市町村に通報するよう努めなければなりません。」とされています。

なお、通報・届出を受けた市町村においては、「高齢者の安全や通報・届出の事実確認のための措置を行う。」とされ、さらに、通報・届出した者の個人情報を保護するため、「高齢者の安全や通報・届出された方を特定させるものを漏らしてはならない。」とされています。

養護者による高齢者虐待の対応システム

※養護者とは…高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者をいいます。



2 養介護施設従事者等による高齢者虐待

養介護施設従事者等は、その職場で虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに 市町村に通報しなければなりません。

養介護施設従事者等による虐待を受けた高齢者が自ら市町村に届出することもできます。また、 通報者についても、次のとおり保護されます。

- ① 通報・届出された者を特定させるものを漏らしてはならない。
- ② 通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応システム

※養介護施設従事者等とは…老人福祉法及び介護保険法に規定する施設又は 事業の業務に従事する者をいいます。

